

 つくばみらい市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日（以下「登録日」という。）を同項の規定により、次のとおり登録月の1日の直後の休日以外の日に定めた。

令和6年8月19日

つくばみらい市選挙管理委員会  
委員長 遠藤 一 美



1 登録日 令和6年9月2日（月）